

○土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年9月30日規則第35号

改正

平成17年3月31日規則第20号

平成18年9月20日規則第87号

平成23年7月13日規則第22号

平成27年6月19日規則第48号

平成29年6月1日規則第54号

土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年土浦市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定有害物質)

第3条 条例第2条第4号に規定する市規則で定める特定有害物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

(土地の埋立て等)

第4条 条例第7条第2項第4号の市規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

(3) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常管理行為として行う土地の埋立て等

(4) 建設工事その他の工事に利用し、又は販売するための土砂等であって、次のいずれかに該当するもののみを用いて一時的に行う埋立て等区域の面積が100平方メートル未満の土地の埋立て等（堆積に限る。イにおいて同じ。）

ア 建設工事その他の工事等で既に利用されている土地ではない自然のままの地盤である土地から採取した土砂等（産地の証明が可能な土砂等そ

の他採取場所を明らかにすることができる土砂等に限る。)

イ 土地の埋立て等を行おうとする者自らが行った建設工事その他の工事
において発生した土砂等

(許可の申請)

第5条 条例第7条第3項の申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第1号)とする。

2 条例第7条第3項の市規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 埋立て等区域の土地及び当該埋立て等区域に隣接する土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の図面の写し
- (4) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (5) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (6) 施工管理者の住民票の写し
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第2号)
- (8) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元等証明書(様式第3号)
- (9) 土砂等の発生から処分までのフローシート
- (10) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (11) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書
- (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第4号)及び地質分析結果証明書(様式第5号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。)
- (15) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定

及び断面算定を記載した構造計算書

(16) 埋蔵文化財の所在の有無に関する市教育委員会からの回答書

(17) 農地の埋立て等については、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受けたことを証する書面の写し又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出に係る書面の写し

(18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第7条第3項第11号の市規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理する者（以下「施工管理者」という。）の住所、氏名及び連絡先とする。

4 第2項第14号の土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生の場所を2,500平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、特定有害物質に係るものについては別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により、水素イオン濃度指数については別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

（土地所有者等の同意）

第6条 条例第8条第1項に規定する埋立て等区域内の土地の所有者の同意は、土地の所有者同意書（様式第6号）により行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する埋立て等区域に隣接する土地の所有者、占用者、管理者及び居住者の同意は、埋立て等区域に隣接する土地の所有者、占用者、管理者及び居住者同意書（様式第6号の2）により行わなければならない。

(住民への周知方法)

第7条 条例第9条の規定による埋立て等区域の周辺の住民に対する周知は、土地の埋立て等に着手する15日前までに次に掲げる事項を記載した土砂等による土地の埋立て等事業実施に関する事前周知標識(様式第7号)を掲示することによるものとする。

- (1) 土地の埋立て等の目的
- (2) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (3) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (4) 土地の埋立て等を行う者の連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所及び予定数量
- (8) 施工管理者の氏名

2 前項に規定する標識は、埋立て等区域の出入口付近に設置しなければならない。

(許可の基準)

第8条 条例第10条第1号の市規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当することとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第10条第1号の市規則で定める基準のうち、特定有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により得た同表の中欄に掲げる基準値とし、水素イオン濃度指数については、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により得た同表の中欄に掲げる基準値とする。

3 条例第10条第2号の市規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

4 条例第10条第3号の市規則で定める埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準は、別表第3のとおりとする。

5 条例第10条第5号オの市規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該

当することとする。

(1) 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。

(2) 条例又は条例に基づく処分に違反したことにより有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定した日から5年を経過しないこと。

(変更の許可の申請等)

第9条 条例第12条第1項に規定する変更の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第8号)に第5条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第1項ただし書の市規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)

(3) 土地の埋立て等の施行に関する計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

3 条例第12条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者が条例第13条第1項第1号に該当することとなったときは、土地の埋立て等着手届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第13条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届(様式第11号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて市長に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第13条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第12号)に次に掲げる図面を添

えて市長に届け出なければならない。

(1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第13条第1項第4号に該当することとなったときは、土地の埋立て等再開届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(土砂等の量の報告)

第11条 条例第14条の規定による報告は、埋立て等を開始した日から3か月ごとに当該3か月を経過した日から20日以内(埋立て等を完了し、又は廃止し、若しくは休止したときは、条例第13条第1項第2号又は第3号の規定による届出の時)に、埋立て等状況報告書(様式第14号)を市長に提出して行わなければならない。

(土壌の調査等)

第12条 条例第15条に規定する土壌の調査は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3か月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、行わなければならない。

2 第5条第4項の規定は、条例第15条に規定する土壌の調査について準用する。

3 前項の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

4 条例第15条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書

(地位の承継の届出)

第13条 条例第16条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届(様式第15号)に継承の事実を証する書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

(標識の掲示)

第14条 条例第18条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立

て等に関する標識（様式第16号）を当該埋立て等区域の出入口付近に設置することにより行わなければならない。

2 条例第18条の市規則で定める事項は、許可を受けた年月日及び許可の番号並びに第7条第1項各号に掲げる事項とする。

（帳簿への記載）

第15条 条例第19条の規定による帳簿への記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第17号）により毎日行わなければならない。

2 条例第19条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

（2） 埋立て等区域の位置及び面積

（3） 土地の埋立て等施工管理台帳への記録者の氏名

（4） 土砂等の搬入時刻

（5） 土砂等を搬入した車両の車両登録番号

（6） 土砂等の搬入業者の名称

（7） 土砂等を搬入した車両の運転者の氏名

（8） 搬入した土砂等の数量

（9） 土砂等の積込み場所

（10） 施工作業の内容

（11） 前各号に掲げるもののほか、埋立て等の施工に必要な事項

（書類の備付け及び閲覧）

第16条 条例第20条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第10条第2項若しくは第3項に規定する届出書を提出したとき、又は条例第21条の規定により当該許可を取り消され、若しくは当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第20条の市規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 条例第12条第1項の規定による変更許可申請書及び同条第3項の規定による変更届出書の写し

（2） 条例第13条第1項の規定による届出書の写し

（3） 条例第14条の規定による報告書の写し

（4） 条例第15条の規定による報告書の写し

（5） 条例第24条第1項の規定による報告書の写し

（身分証明書の様式）

第17条 条例第24条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1

8号)によるものとする。

(公表)

第18条 条例第25条の規定による公表は、土浦市公告式条例（平成2年土浦市条例第14号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市広報紙への掲載その他の方法によるものとする。

2 条例第25条の市規則で定める事項は、土地の埋立て等を行う場所の所在地及び施工管理者の氏名とする。

(書類の提出部数)

第19条 条例及びこの規則により市長に提出する書類は、正副2通とする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成3年土浦市規則第19号）は、廃止する。

付 則（平成17年3月31日規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月20日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年7月13日規則第22号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成27年6月19日規則第48号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成29年6月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第8条関係）

土砂等の有害物質による汚染の状態の基準

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.03ミリグラム以	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3

	下	又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。）付表 1 に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。）付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
砒 ^ひ 素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（規格 65.

	下	2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K 0 1 7 0 - 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 0 5 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 3 及び昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては試料 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 1 0 号）付表に掲げる方法

又は塩化ビニルモノマー)		
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 004 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定 める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 006 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法

1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム 以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム 以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム 以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以 下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以 下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以 下	規格 6 7. 2、6 7. 3 又は 6 7. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	3 4. 1 (規格 3 4 の備考 1 を除 く。) 若しくは 3 4. 4 (妨害とな る物質としてハロゲン化合物又はハ ロゲン化水素が多量に含まれる試料 を測定する場合にあっては、蒸留試 薬溶液として、水約 2 0 0 ミリリッ トルに硫酸 1 0 ミリリットル、りん 酸 6 0 ミリリットル及び塩化ナトリ ウム 1 0 グラムを溶かした溶液とグ リセリン 2 5 0 ミリリットルを混合 し、水を加えて 1, 0 0 0 ミリリッ

		トルとしたものを用い、日本産業規格 K 0 1 7 0 - 6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 3 4 . 1 . 1 c) (注 (2) 第 3 文及び規格 3 4 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 4 7 . 1、4 7 . 3 又は 4 7 . 4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0 . 0 5 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境庁告示第 4 6 号) 別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 リットルにつき 0 . 0 0 3 ミリグラム、0 . 0 1 ミリグラム、0 . 0 5 ミリグラム、0 . 0 1 ミリグラム、0 . 0 0 0 5 ミリグラム、0 . 0 1 ミリグラム、0 . 8 ミリグラム及び 1 ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液 1 リットルにつき 0 . 0 0 9 ミリグラム、0 . 0 3 ミリグラム、0 . 1 5 ミリグラム、0 . 0 3 ミリグラム、0 . 0 0 1 5 ミリグラム、0 . 0 3 ミリグラム、2 . 4 ミリグラム及び 3 ミリグラムとする。

- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2（第5条、第8条関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準J G S 0 2 1 1—2 0 0 9「土懸濁液のp H試験方法」

別表第2（第8条関係）

技術上の基準

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において、土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
2. 5メートル以下。ただし、傾斜地を隣接地と同程度の高さに埋立てする場合で、市長が特に認める安全対策を講じる場合にあっては、こ	30度以内とし、十分な突き固めをすること。

<p>の限りでない。</p> <p>隣接地境界との段差は、0.5メートル以内とする。</p> <p>転地替又は客土のための掘削は、1メートル以内とする。</p>	
--	--

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 5 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 6 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 7 埋立て等区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 8 堆積は、一山の底面積を300平方メートル以内とし、一山につきその周囲に2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。

別表第3（第8条関係）

埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準

区分	基準
土地埋立て等の施工管理体制	<p>(1) 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者を常駐させ、事故が発生しないようにすること。</p> <p>(2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</p> <p>(3) 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>(4) 埋立て等区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</p>

作業時間	<p>(1) 作業時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日は、作業を行わないこと。</p>
粉じんの飛散及び雨水等の流出防止対策	<p>(1) 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>(2) 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>(3) 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠^{きよ}その他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水する恐れがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<p>(1) 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>(2) 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>(1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>(2) 土砂等の搬入経路が通学路の場合は、市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の危険防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
その他生活環境の	<p>(1) 市民の健康及び財産に係る被害を生ずることのないよう必要な措置を講ずること。</p>

保全及び 災害の防 止対策	<p>(2) 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、水域、樹木、地下水等に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じて事前に調査を行う等、適切な防護の措置を講ずるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。</p> <p>(3) 事業施行中、事業の施工に影響を及ぼす事故、人身に損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく市長に報告すること。</p>
---------------------	--